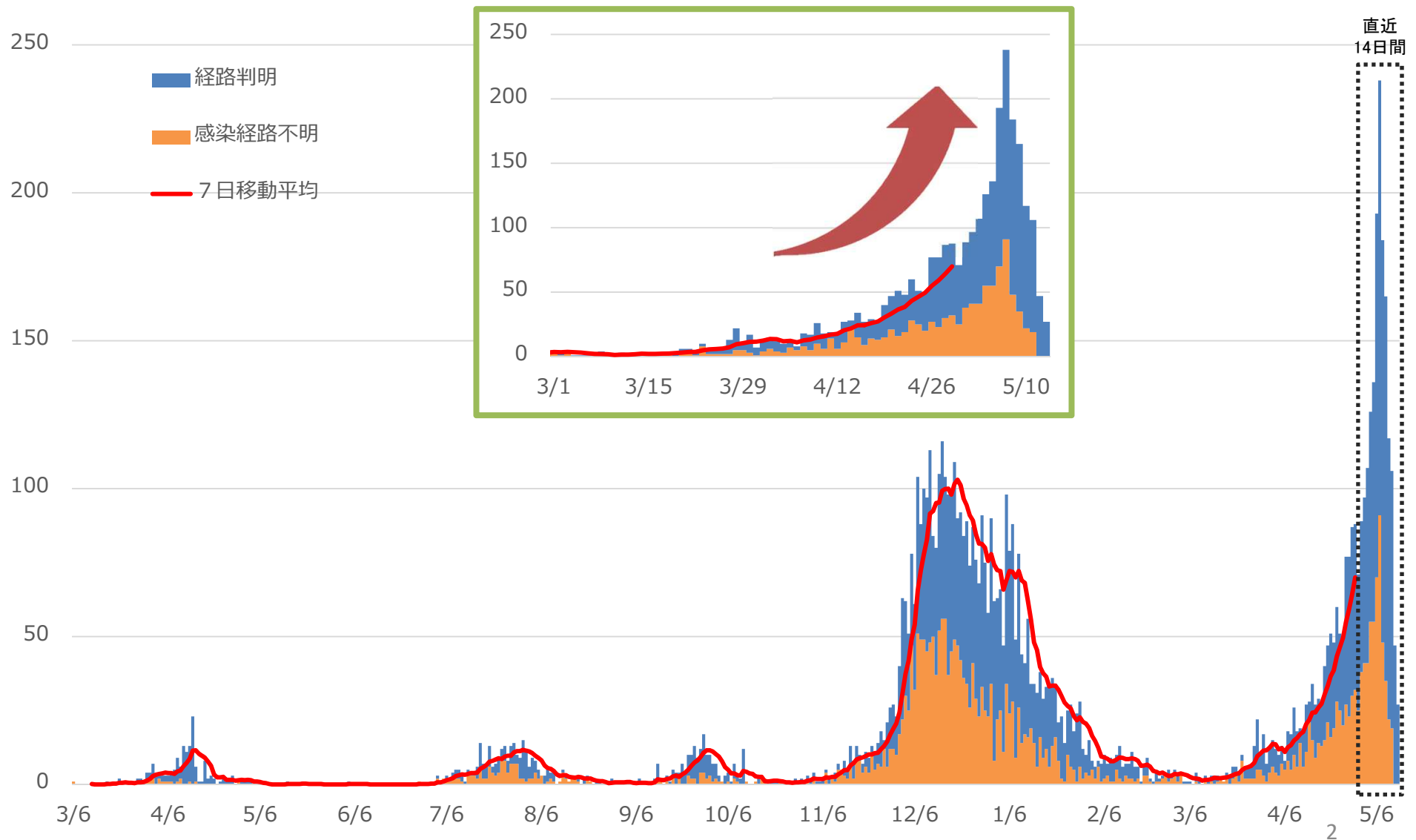


広島県へ 緊急事態宣言発令

令和3年5月15日

発症日別(無症状の場合は判明日別)流行曲線



分科会参考指標

公表日別の県市別分科会参考指標

5月8日(土) ~ 5月14日(金) の1週間

分科会参考指標	広島市	呉市	福山市	広島県	広島県 (3市除く)	ステージⅢ	ステージⅣ
療養者数(10万対)(人)	84.0	31.1	25.4	58.1	47.7	15人以上	25人以上
新規報告者数(10万対)(人)	73.5	29.3	17.7	48.6	36.7	15人以上	25人以上
PCR陽性率(7日間)(%)	8.5	8.6	3.0	2.5	2.1	10%以上	
直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	337 879	16 65	81 83	563 1,366	129 339	先週より多い	
感染経路不明割合(%)	46.8	46.2	28.9	41.5	30.1	50%以上	
病床のひっ迫具合(%) (最大確保病床数)	同右			44.4	同左	1/5以上	1/2以上
病床のひっ迫具合(%) (現時点確保病床数)	同右			64.3	同左	1/4以上	
重症者用病床のひっ迫具合(%) (最大確保病床数)	同右			22.9	同左	1/5以上	1/2以上
重症者用病床のひっ迫具合(%) (現時点確保病床数)	同右			43.2	同左	1/4以上	

※県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

※PCR陽性率は5/3~5/9の7日間(把握している最新情報)について作成

※3市分のPCR陽性率には、各市の陽性例で医療機関において検査した結果を含まない

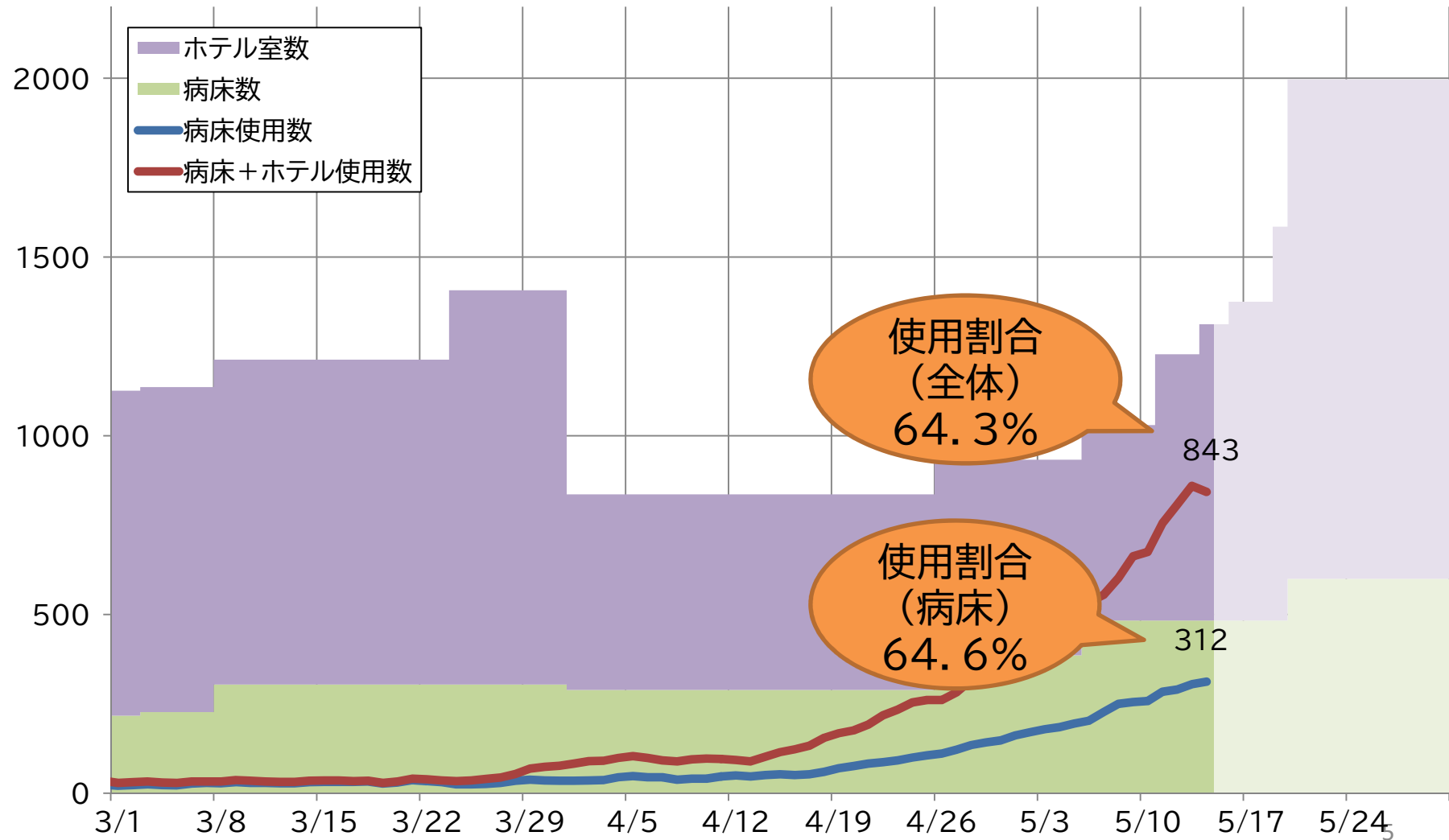
※感染経路不明割合は7日移動平均

※重症者用病床に5/14現在16名。重症者病床は最大70床確保(県全体)、現時点で37床確保(県全体)

市町ごとの直近1週間の人口10万人あたり新規報告者数

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	16.27	26.99	31.60			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
25.59	73.49	46.01	40.26	3.86	123.32	11.23
		熊野町			世羅町	府中市
		45.99		0.00	33.34	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
108.28	39.78	29.28	31.85	27.93	16.89	17.70
	坂町					
	69.58					
		江田島市	大崎上島町			
		26.16	40.26			

病床・ホテルのひっ迫具合



危機的な感染状況

県全体で
ステージⅣに引き上げ

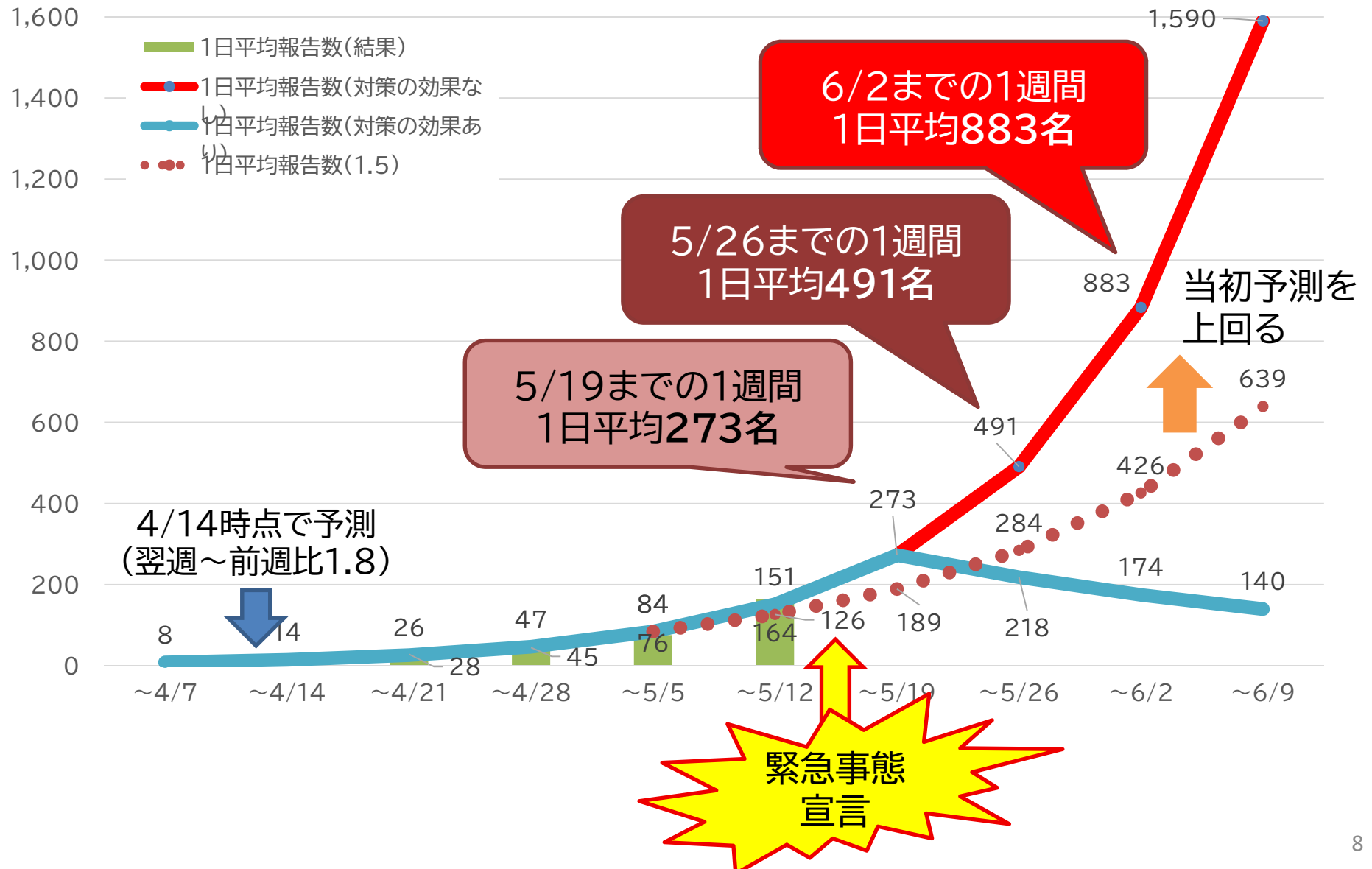
危機的な感染状況

広島県へ

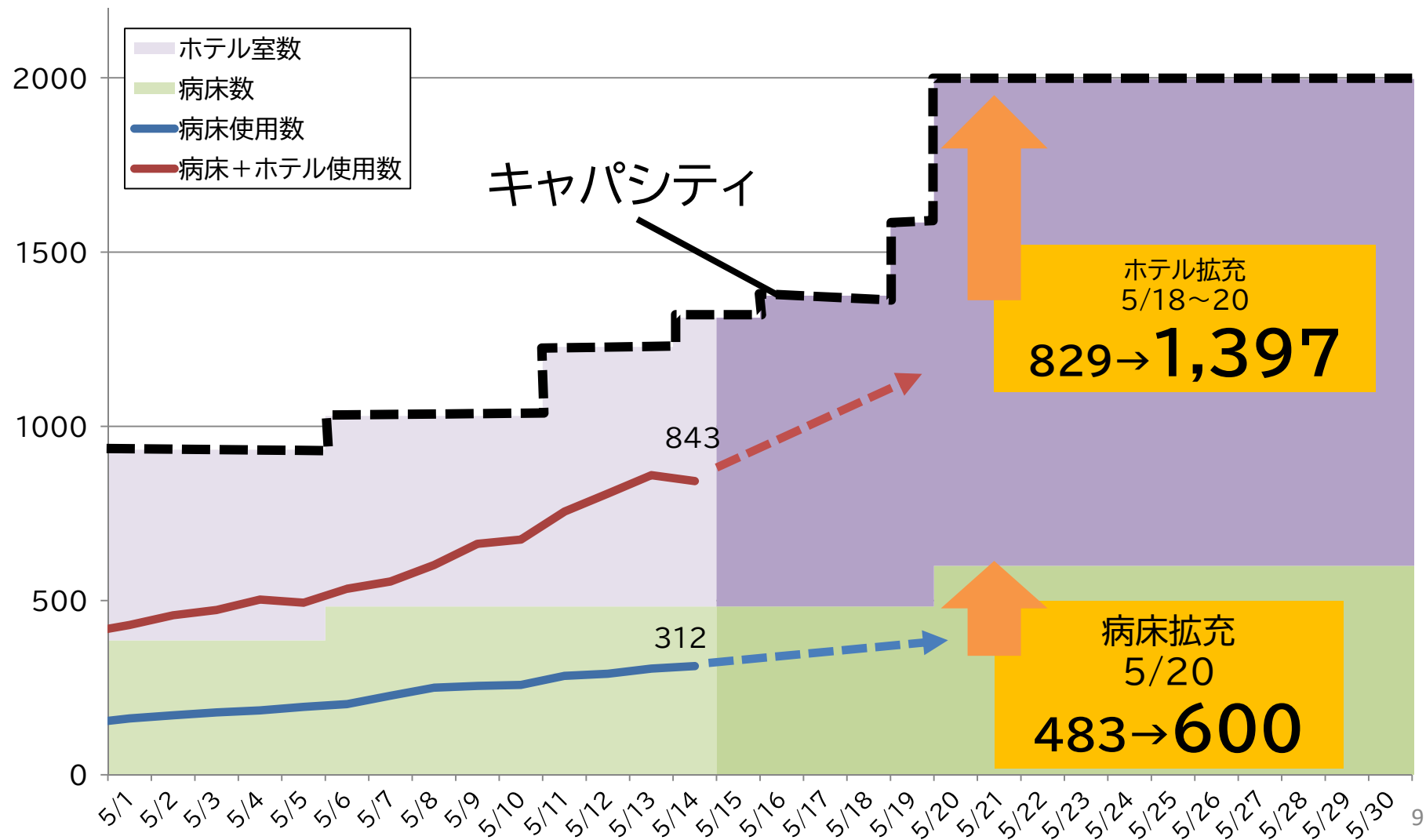
緊急事態宣言 発令

(期間 5/16～5/31)

今後の予測

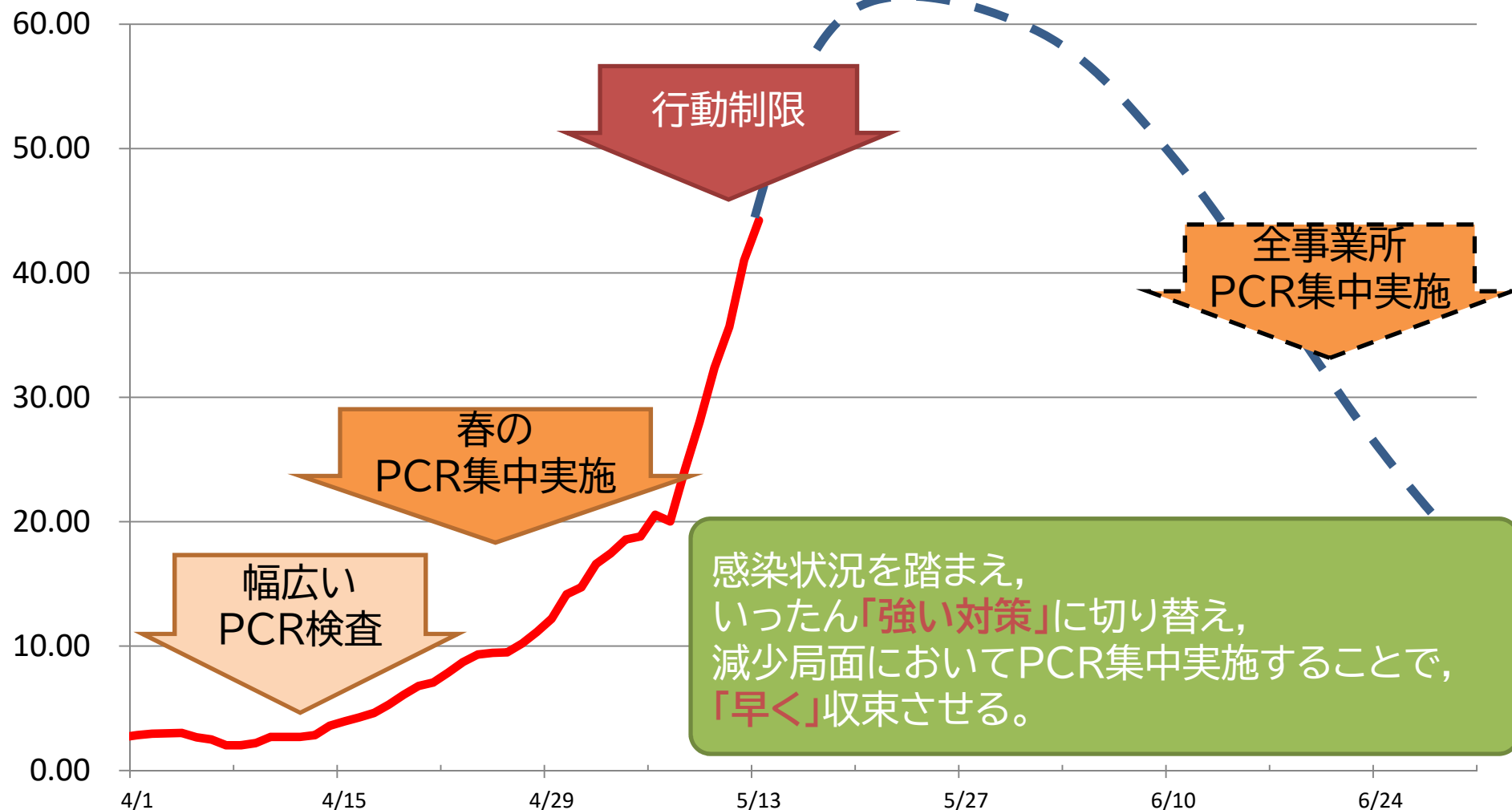


医療提供体制



当面のPCR戦略

※直近1週間の人口10万人あたり新規報告数



対策と戦略

感染症数理モデル

(東京大学・合原一幸特別教授と中国上海師範大学・郭謙教授等の共同研究グループ)

感染者の増加率は、次の式に比例する

$$(1 - \text{検査による隔離率}) \times \text{感染率} \times \text{感染に関与する人口}$$



感染が見つかって隔離される割合

対策

- ・ PCR検査
- ・ 積極的疫学調査 など



感染しやすさ

- ・ マスク, 手洗い
- ・ 3密回避 など



外出する人の流れ(人流)

- ・ 外出自粛
- ・ 飲食店の時短 など

今回の対策

外出半減の徹底

⇒ 人と人との接触の8割削減

施設の使用制限 飲食店

①広島市中心部の酒類を提供する飲食店

期間	5月12日(水)～5月15日(土), 6月1日(火)	5月16日(日)～5月31日(月)
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮 ※5時～20時まで 酒類の提供は11時から19時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則休業 ※休業しない場合は、以下を要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しないこと ・営業時間を5～20時までの間に短縮すること
根拠	【法第24条第9項】	【法第45条第2項】
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・原則、通常営業時間が20時を越える飲食店 ・飲食店営業許可証1類または3類をもっていること 	

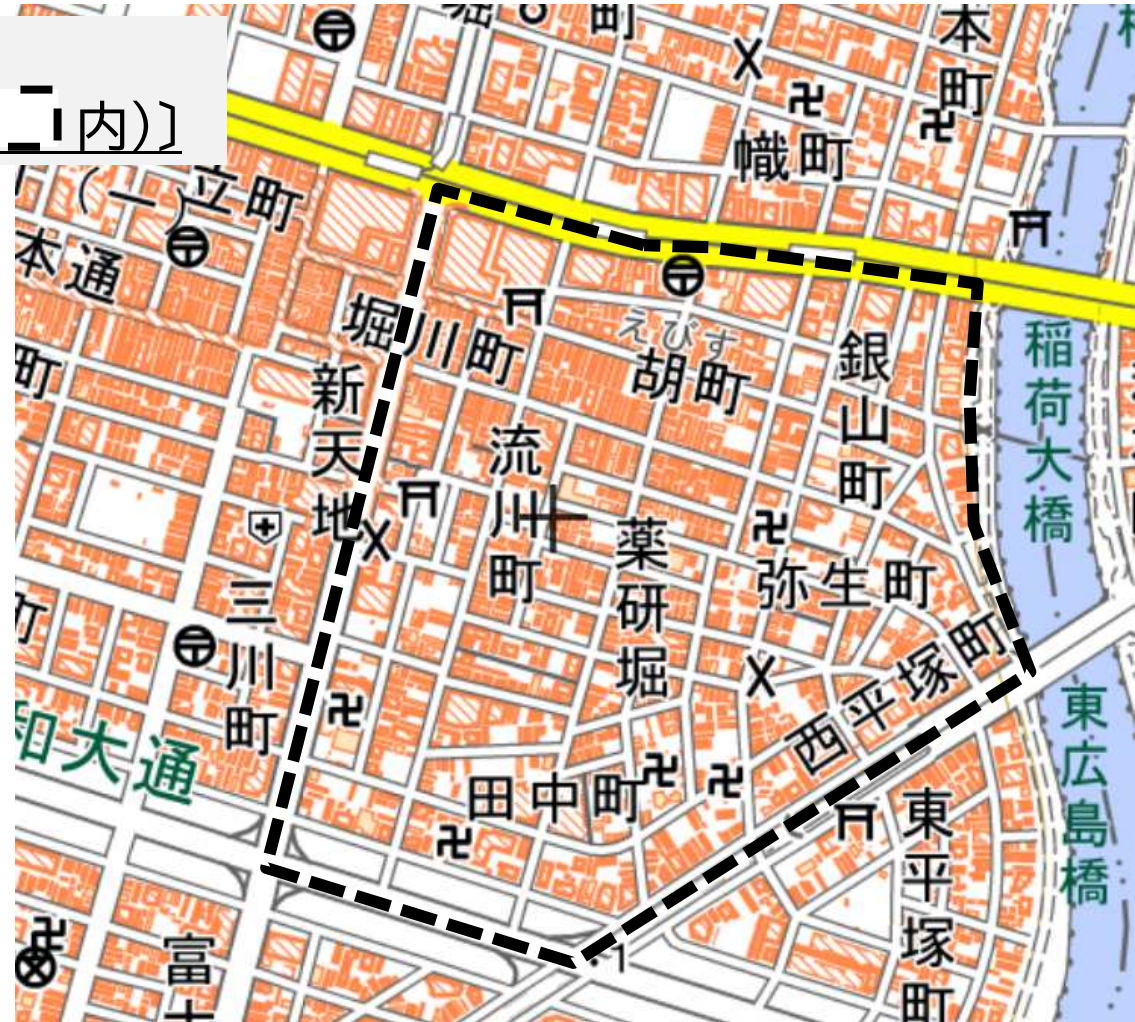
協力支援金

期 間	中小企業 時短		中小企業 休業		大企業 時短		大企業 休業	
	PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有
時短要請 5/12～5/15, 6/1(5日間)	1.5～4.5/日	2.0～6.0/日	2.0～6.0/日	2.5～7.5/日	最大10/日	最大15/日	最大15/日	最大20/日
休業要請 5/16～5/31 (16日間)	3.0～9.0/日	3.5～9.5/日	3.5～9.5/日	4.0～10.0/日	最大19/日	最大19.5/日	最大19.5/日	最大20/日

※①のエリア

広島市中心部
〔中区の一部エリア(地図の「 」内)〕

町名	対象
胡町	1番～5番
堀川町	1番～4番
三川町	1番,8番,9番
新天地	1番,6番,7番
流川町	全域
薬研堀	
銀山町	
弥生町	
田中町	
西平塚町	



出典: 国土地理院の地理院地図〔電子地形図〕

施設の使用制限 飲食店

②広島県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(①を除く)

期間	5月16日(日)～5月31日(月)	6月1日(火)
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則休業 ※休業しない場合は、以下を要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しないこと ・営業時間を5～20時までの間に短縮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮 ※5時～20時まで 酒類・カラオケ設備の提供は11時から19時まで
根拠	【法第45条第2項】	【法第24条第9項】
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・準備等のため、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、6月1日までのすべての期間において協力すること ・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・原則、通常営業時間が20時を越える飲食店 ・飲食店営業許可証1類または3類をもっていること 	

協力支援金

期間	中小企業 時短 (酒を提供しないで時短営業)	中小企業 休業	大企業 時短 (酒を提供しないで時短営業)	大企業 休業
休業要請 5/16～5/31 (16日間)	3.0～9.0/日	3.5～9.5/日	最大19/日	最大19.5/日
時短要請 6/1(1日間)	1.5～4.5/日	2.0～6.0/日	最大10/日	最大15/日

施設の使用制限 飲食店

③広島県内全域の、①と②以外の飲食店(酒及びカラオケ設備の提供無し)

期間	5月16日(日)～6月1日(火)
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮 5～20時までの間に時間を短縮すること
根拠	【法第45条第2項】
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・準備等のため、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、6月1日までのすべての期間において協力すること。 ・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・原則、通常営業時間が20時を越える飲食店 ・飲食店営業許可証1類または3類または喫茶店営業許可証1類をもっていること

協力支援金

期間	中小企業 時短	大企業 時短
休業要請 5/16～5/31 (16日間)	3.0～9.0/日	最大19/日
時短要請 6/1(1日間)	1.5～4.5/日	最大10/日

概要とスケジュール

	5/12	5/16	5/31	6/1
	集中対策期間 緊急事態宣言			
① 広島市中心部 (酒提供)	5～20時の 時短要請 (11～19時のみ 酒提供可)	原則 休業要請 ※休業しない場合は、 ・酒類及びカラオケ設備を提供しないこと ・営業時間を5～20時まで		5～20時の 時短要請 (11～19時のみ 酒提供可)
② 県下全域 (酒かカラオケ提供)		原則 休業要請 ※休業しない場合は、 ・酒類及びカラオケ設備を提供しないこと ・営業時間を5～20時まで		5～20時の 時短要請 (11時～19時のみ 酒・カラオケ提供可)
③ ①と②以外 飲食店		5～20時までの 時短要請		

施設の使用制限 大規模施設等

1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者、
大規模施設のテナント事業者を対象に時短・休業要請を実施

例えば、

○商業施設(大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンターなど)

⇒**5時から20時までの営業時間短縮**

ただし、10,000㎡を超える施設は**土日の休業を要請**
(生活必需品の小売関係や生活必需サービスを営む店舗を除く)

○劇場等(映画館, 劇場など)

⇒1,000㎡を超える施設は、**5時から20時までの営業時間短縮**
面積に関わらず、

・イベントは21時までの営業時間短縮

・人数上限を「5,000人」もしくは収容率50%の少ない方

※なお、感染状況によっては、土日休業要請の拡大を検討します

イベントの開催要件 【緊急事態宣言期間】

- 5月18日から、
人数上限を「**5,000人**」もしくは収容率50%の少ない方に
- **21時以降**の営業時間短縮の働きかけ
(5月17日までにチケットが販売されたイベントについては適用しない)

収容率		人数上限
<u>歓声・声援等が想定されないもの</u> ・クラシックコンサート ・演劇, 寄席, 古典芸能等 (雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 講談, 落語等) ・展示会 等	<u>歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック, ポップコンサート ・スポーツイベント 等	5,000人
50%以内 (収容定員がない場合は適切な間隔)	50%以内 (収容定員がない場合は十分な間隔)	

イベント主催者の方へ

変異株の流行を踏まえ、マスク常時着用、マイクロ飛沫対策として十分な換気などの徹底をお願いします。

県民への要請①

外出半減の徹底

県民への要請①

- ・生活必需品の買い物を含め、週末・平日に関わらず、外出は半分に（通院，通勤，通学を除く）
- ・特に20時以降は外出しない
- ・やむを得ず外出する時は、2メートル以上距離をおく

県民への要請②

- ・県内含め，他地域に行かない，呼ばない
- ・同居家族以外との食事はしない

県民への要請③

鼻づまりや喉の痛みなど
普段なら病院に行こうと
思わないような軽い症状でも、
違和感を感じたら
すぐ医療機関へ

事業者への要請

- 職場への出勤者を7割削減
- 徒歩・自転車通勤, 時差出勤など, 通勤時の人との接触を減らす
- 20時以降の勤務の抑制
※ただし社会機能維持に従事している方を除く

緊急事態宣言発令中！

生活必需品の買い物を含め

外出を半減

⇒ 目指すは、

人と人との接触の8割削減

1日でも早く日常を取り戻すために今、できることを。